

改正 1-7

公的年金（障害給付と遺族給付）

1 障害基礎年金

— 略 —

●障害基礎年金の年金額（平成 26 年 4 月～）

1 級	$772,800 \text{ 円} \times 1.25 + \text{子の加算}$
2 級	$772,800 \text{ 円} (= \text{老齢基礎年金の満額}) + \text{子の加算}$

2 障害厚生年金

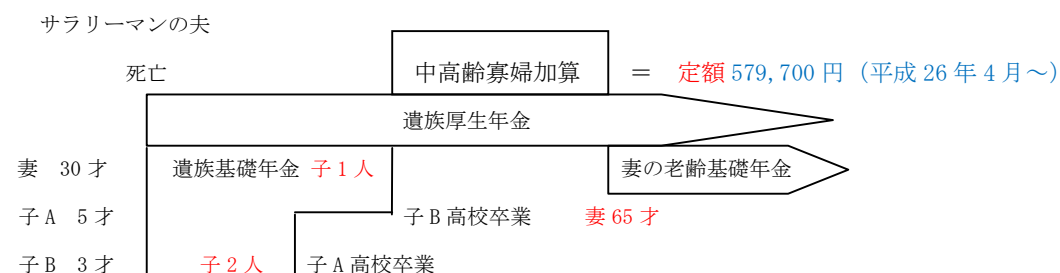
— 略 —

●障害厚生年金の年金額（平成26年4月～）

1 級	$(\text{報酬比例の年金額}) \times 1.25 + [\text{配偶者の加給年金額} (222,400 \text{ 円})]$
2 級	$(\text{報酬比例の年金額}) + [\text{配偶者の加給年金額} (222,400 \text{ 円})]$
3 級	$(\text{報酬比例の年金額}) \times \text{最低保障額 } 579,700 \text{ 円}$

3 遺族基礎年金

●遺族年金のイメージ



<子の加算>

子 2 人目まで…1 人につき 222,400 円

子 3 人目以降…1 人につき 74,100 円

(途中省略)

年 金 額

基本額 = 772,800円 (平成26年4月～) が受給されます。

青字の個所が改正点です。